



# 令和8年度 狂犬病予防 集合注射を実施

～狂犬病予防注射は飼い主の義務です～

令和8年度狂犬病予防の集合注射を実施します。市に登録されている犬の飼い主には、実施日の約1ヶ月前までに日程等の案内はがきを送付しますので、裏面に記載されている問診欄を記入のうえ、当日、注射料金とともにご持参ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



令和8年度  
集合注射について  
(市ホームページ)

## 《日程》

地域名	実施日
八幡	4月9日(木)
	4月14日(火)
	4月16日(木)
和良	5月12日(火)
明宝	5月14日(木)
美並	5月19日(火)
大和	5月21日(木)
白鳥	5月26日(火)
	5月28日(木)
高鷲	6月2日(火)

## 「狂犬病」の蔓延を防ぐために

狂犬病は、発症するとほぼ100%死亡する人獣共通感染症です。わが国では、飼い犬に対して年に1回の予防注射が義務付けられています(狂犬病予防法第5条)。集合注射または動物病院で必ず接種してください。

※犬の登録や狂犬病予防接種の手続きを行っていないと、20万円以下の罰金が科せられる場合があります。

※犬が病気療養中等の理由で予防注射を受けられない場合は、動物病院で「注射実施猶予証明書」の交付を受け、生活環境課または振興事務所へ届け出てください。

※混合ワクチンの予防接種等、他の予防注射とお間違えの無いようご注意ください



《料金》3,500円/頭 ※令和8年度より注射料金を改定しました。  
(当日お支払いは現金のみです。お釣りがいらぬようご協力ください。)

## 犬の飼い主のみなさんへ

犬を飼う場合は、「お住まいの自治体への飼い犬の登録」、「狂犬病予防注射」、「鑑札と注射済票の装着」が法律で義務付けられています。放し飼いにしない、ふんなどは適正に処理するなど、ルールとマナーを守り、最後まで責任をもって飼いましょう。



ルールやマナーなど  
(市ホームページ)



ペットの防災対策  
(環境省ホームページ)

問 市民生活部生活環境課 67-1833